

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（【展示会・商談会活用】 異業種交流会や地域で開催される技術展に積極的に参加し、自社のニッチな強み（特殊な加工技術など）を活かせるパートナー企業（新素材メーカー）を探す。）
- b. IT 実装支援（【業務マニュアルのデジタル化】 導入したクラウドツールや簡易的なシステムについて、IT 推進担当が中心となってスクリーンショットを活用したマニュアルを作成・共有する。）
- c. 専門人材マッチング（【新卒・若手技術者採用】 高専や工業高校とのパイプを強化し、会社見学を積極的に受け入れ、将来のコア技術者を確保する。）
- d. グリーン化の取組（【省エネ設備の導入】 事務所・工場内の照明を LED に交換する。老朽化した機械を高効率な製品に計画的に更新する（補助金活用を検討）。）
- e. 健康経営に関する取組（【健康診断の確実な実施とフォロー】 健康診断の受診率 100%を徹底し、結果に基づき産業医や保健師による特定保健指導を受ける機会を設ける。）
- f. BCP/事業継続（【多言語対応の初動マニュアル作成】 災害発生時の安否確認、出社判断、情報共有手順などを、外国人社員も含め全員が理解できる多言語（図解入り）のマニュアルを作成。）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のはじめに積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社垂光

代表取締役 大堀則明

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。